

令和5年度に実施した完了後の事後評価について -直轄事業等-

別添2

【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業等	2	0	0	2	0	0	2	0
ダム事業	直轄事業等	2	0	0	2	0	0	2	0
道路・街路事業	直轄事業等	28	0	0	28	0	0	28	0
港湾整備事業	直轄事業等	7	0	0	7	0	0	7	0
合 計		39	0	0	39	0	0	39	0

【その他施設費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
官庁営繕事業		3	0	0	3	0	0	3	0
合 計		3	0	0	3	0	0	3	0

	事後評価実施箇所数				事後評価結果			
	5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価 手続中
総 計	42	0	0	42	0	0	42	0

（注１）事後評価対象基準

5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業

再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

（注２）事後評価結果

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合

改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合

対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

（注３）直轄事業等には、独立行政法人等施行事業（補助事業を除く）を含む。